

平成18年4月より

貸付制度が変わりました

近年において、自己破産や民事再生等の貸付事故が急増し、これらの債権回収が非常に困難になったことにより、全国市町村職員共済組合連合会（都道府県の市町村職員共済組合で構成されています。）が行う貸付債権共同保全事業（不良貸付債権が発生し、回収が困難な場合に未回収額を補てんする事業）の財政が急速に悪化し、本事業の存続も危ぶまれ、構成している組合の貸付事業への影響も懸念されています。

このような状況から貸付債権共同保全事業の財政基盤の健全化を図ることを目的として、債権回収および抑制対策等の対応策がとられることとなりました。

そのため、全国の市町村職員共済組合において一律で貸付規則および同施行細則が変更されました。

貸付条件の変更等（平成18年度新規貸付より適用）

1 抵当権の設定について 【共済組合受付日が平成18年6月1日の貸付申込分より適用】

住宅貸付および災害貸付（家財および盗難等による損害に係る貸付けを除く。以下「住宅貸付等」という。）について、抵当権の設定を行うこととなります。（借換貸付について、同様の取扱い）

(1) 抵当権の設定の対象となる貸付け

- ・新規住宅貸付のうち貸付金額が400万円を超える場合、抵当権の設定が必要となります。
- ・新規住宅貸付のうち貸付金額が400万円以下でも、既存の住宅貸付等の残高と新規貸付額との合計額が400万円を超えるときは、新たな貸付金額が対象となります。

(2) 抵当権の順位

原則は第1順位とします。

ただし、貸付物件に係る貸付けが住宅金融公庫または金融機関等の融資に係る抵当権設定と重複する場合は、理事長の承認を得て次表の貸付事由の区分に応じた抵当権の順位まで設定することができます。

貸付事由の区分	抵当権の順位
①住宅の新築、購入	第2順位
②住宅の敷地の購入	第2順位
③住宅の増築、改築、修理、敷地の整備	第3順位
④災害貸付	第3順位
⑤②の住宅の敷地の購入に係る貸付けを受け、当該敷地に理事長を抵当権者とする抵当権が設定されているときにおいて、当該敷地に住宅を建築するための、住宅貸付または災害貸付を受ける場合	第3順位
⑥次の条件で、借受人が、理事長の承認を得た場合、抵当権の設定順位の特例が認められます。 ・⑤の第3順位までの抵当権が設定されているときで、増築、改築、修理、敷地の整備に係る貸付けを受ける場合	第4順位

* 借受人以外の者が所有する土地に家屋を購入または新築するための貸付けを受けるときは、借受人は、当該土地の所有者の承諾を得て家屋に抵当権を設定することとなります。

* 借受人以外の者が所有する土地にある家屋の増築、改築、修理をするための貸付けを受けるときは、借受人は、当該土地の所有者の承諾を得て家屋に抵当権を設定することとなります。

* 借受人以外の者が所有する家屋に増築、改築、修理をするための貸付けを受けるときは、借受人は、当該家屋の所有者の承諾を得て家屋に抵当権を設定することとなります。

(3) 抵当権の登記および抹消に要する費用

借受人の負担となります。

2 貸付事故に係る保険の保険料の一部負担について

【共済組合受付日が平成18年6月1日の貸付申込分より適用】

(1) 保険料の一部負担を要する貸付け

新規貸付の抵当権を設定する貸付けを除き、普通貸付、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付、住宅貸付、在宅介護対応住宅貸付、災害貸付について、貸付事故に係る保険の保険料の一部を負担していただくことになります。

(2) 負担金および徴収方法

負担額は、一部負担率 年0.06%（月利0.005%）を、貸付事由ごとの貸付利率に加えた率となります。

納付方法

① 毎月償還の場合

前月末日における未償還元金に0.005%を乗じて得た額を毎月の償還額に加えて納付していただくことになります。

〈負担金の算出方法〉

前月末日の未償還元金×0.005%
（円位未満の端数は切り捨て）

② ボーナス併用償還の場合

期末・勤勉手当の末日における未償還元金に0.005%を乗じて得た額を次の期末・勤勉手当により納付されるまでの月数分に乗じて得た額を期末・勤勉手当の納付額に加えて納付していただくことになります。

〈負担金の算出方法〉

期末・勤勉手当の末日における未償還元金×0.005%×6月
（円位未満の端数は切り捨て）

3 貸付申込時の添付書類の追加

貸付種類	事由等	追加書類	適用年月日
すべての貸付け （高額医療貸付および出産貸付を除く）		借入状況等申告書	共済組合受付日が平成18年4月1日の貸付申込分より適用
（抵当権の設定を必要とする貸付け）			
・住宅貸付 ・災害貸付（家財に係る災害を除く） ・在宅介護対応住宅貸付	住宅の新築、購入、増築、改築または修理に係る貸付け	抵当権設定契約証書、委任状	共済組合受付日が平成18年6月1日の貸付申込分より適用
	上記、貸付事由において、土地または既存建物の所有者が申込人でないときに係る貸付け	上記、書類以外に、土地または既存建物の所有者の承諾、所有者の印鑑登録証明書	
	住宅の敷地の購入に係る貸付け	抵当権設定に関する誓約書	
理事長の承認を得て、特例として抵当権の順位を設定する場合		抵当権設定順位特例申請書	

※各貸付種類別の申込書に添付する書類の概要は、別表を参照ください。

4 完了報告に係る添付書類等の追加

【共済組合受付日が平成18年6月1日の貸付申込分より適用】

住宅貸付等の貸付けを受けた者は、不動産を取得した後または増改築もしくは修理等が完了したときは、抵当権設定契約証書（ただし、抵当権の設定を義務付けられているものに限る）を提出する必要があります。

（各貸付種類別の完了報告書の提出書類等の概要）

普通貸付（120万円を超える貸付金または、すでに借り受けた普通貸付金の未償還金との合算額が120万円を超えることとなる貸付金）、住宅貸付および災害貸付の借受人は、当該貸付けの対象とした事由が完了したとき（敷地の購入の場合にあっては、当該敷地上に住宅を建築したとき）は、完了報告書（細様式第5号）に次表の書類を添付し、それぞれの提出時期に提出してください。ただし、敷地購入（抵当権の設定を要する貸付けに限る。）の場合にあっては、当該敷地の所有権の移転後直ちに抵当権の登記を行った土地登記簿謄本および抵当権設定契約証書を所属所長を経由して理事長に提出するものとし、当該敷地上に住宅を建築したときは、完了報告書に次表の書類（所有権移転後の土地登記簿謄本を除く。）を添付し所属所長を経由して理事長に提出する必要があります。

貸付けの種類	事 由	添付書類	提出時期
普通貸付	自動車等の購入	費用支払いに係る領収書の写しおよび検査証（250CC以下の二輪の小型自動車にあっては、原動機付自転車申告済証または軽自動車届出済証）の写し	貸し付けた日から30日以内
	そ の 他	費用支払いに係る領収書の写し	
住宅貸付	住宅の新築、増築、改築または修理	1. 工事完了後の写真（貸付申込時と同角度より撮影のもの） 2. 建物登記簿謄本（修理の場合を除く。） 3. 住民票（貸付申込時において、当該住宅に居住していなかった場合に限る。） 4. 抵当権設定契約証書（ただし、抵当権の設定を義務付けられたものに限る。以下同じ。）	工事完了後直ちに
	住 宅 の 購 入	1. 所有権移転後の建物登記簿謄本（土地付住宅購入の場合は、所有権移転後の建物および土地登記簿謄本） 2. 住民票 3. 抵当権設定契約証書	所有権移転後直ちに
	住宅の敷地の購入	1. 所有権移転後の土地登記簿謄本および当該敷地上に建築された建物登記簿謄本 2. 住民票	建物の所有権登記完了後直ちに
災害貸付	住宅または住宅の敷地に係る災害	前記住宅貸付の事由に該当する書類（敷地の修復については、住宅貸付における住宅の修理に同じ。）	前記住宅貸付の事由に該当する時期
	家財に係る災害	費用の支払いに係る領収書の写し	貸し付けた日から30日以内
在宅介護対応住宅貸付		前記住宅貸付または災害貸付の事由に該当する書類	前記住宅貸付または災害貸付の事由に該当する時期
退職派遣者にかかる借換貸付		1. 借用証書の写しまたは領収書等の写し（金融機関等が発行したもの） 2. 抵当権の設定を義務付けられた貸付けについては、上記事由に応じた添付書類	貸付後直ちに

5 貸付けの制限の変更 【共済組合受付日が平成18年4月1日貸付申込分より適用】

償還能力の審査基準において、すべての貸付け（高額医療貸付および出産貸付を除く。）に係る償還額の合計が給料の30%以内（他の金融機関からの貸付金に係る償還額を含む）となります。

別 表

(貸付申込書に添付する書類等の概要)

- ・見積書および請求書等については、正規に作成されたもので業者印等が押印されたものが必要になります。
- ・写しによる提出書類については、原本照合確認報告書（細様式第10号）に所属所長が原本確認をした書類が必要になります。
- ・次の書類については、貸付申込日前3カ月以内に作成された書類が必要になります。土地、建物の登記簿謄本、固定資産評価証明書、印鑑登録証明書、住民票、除籍抄本または戸籍抄本等
- ・次の書類は印鑑登録証明書と同一の印章を押印する必要があります。

申込人が貸付申込書、誓約書（細様式第4号の1）、借入状況等申告書（細様式第14号）、抵当権設定契約証書（細様式第15号の1および細様式第15号の2）、抵当権設定順位特例申請書（細様式第16号）、委任状（細様式第17号の1および細様式第17号の2）および抵当権設定誓約書（細様式第20号）、承諾書（細様式第19号の1および細様式第19号の2）（土地または建物の所有者の印鑑登録証明書と同一の印章を押印したもの）

貸付け種類	事 由	貸付申込書に添付する書類
普通貸付	・ 出産	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関等の費用の見積書または請求書 2 借入状況等申告書（金融機関等からの借入状況および毎月の弁済状況を確認できる住宅ローン申込書の写し、融資決定通知書の写し、償還表の写し等を添付するものとする。以下同じ。） 3 印鑑登録証明書
	・ 生活用品等の購入 ・ 自動車等の購入 ・ 住宅貸付以外の資材および物品の購入等	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の見積書または請求書等 2 借入状況等申告書 3 印鑑登録証明書
	・ 住宅の借入	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸契約書の写し 2 借入状況等申告書 3 印鑑登録証明書
住宅貸付	・ 住宅の新築	<ol style="list-style-type: none"> 1 業者見積書または工事請負契約書の写し 2 建築確認済証の写しまたは建築工事届の写し 3 建物の平面図 4 土地の登記簿謄本 5 誓約書 6 借入状況等申告書 7 印鑑登録証明書 8 抵当権設定契約証書（ただし、抵当権を設定する貸付けに限ることとし、土地または建物の全部を申込人が所有の場合は、細様式第15号の1とし、土地または建物が第三者所有の場合は、細様式第15号の2を添付するものとする。以下同じ。） 9 委任状（ただし、抵当権を設定する貸付けに限ることとし、司法書士に抵当権の設定を委任する貸付けの場合は、細様式第17号の1とし、申込人が抵当権の設定を行う貸付けの場合は、細様式第17号の1とし、申込人が抵当権の設定を行う貸付けの場合は、細様式第17号の2を添付するものとする。以下同じ。） 10 土地の所有者が申込人でないときは、当該土地の所有者の承諾書（抵当権を設定する貸付けの場合は、細様式第19号の1とし、抵当権の設定を行わない貸付けにあっては、細様式第19号の2を添付するものとする。以下同じ。）および土地所有者の印鑑登録証明書 ただし、土地の所有者が死亡しているときは、当該土地の固定資産税の納税者が承諾するものとし、当該土地に係る固定資産評価証明書および当該納税者の印鑑登録証明書を添付するものとする。

貸付け種類	事由	貸付申込書に添付する書類
	・住宅の新築	11 抵当権設定順位特例申請書（ただし、第1順位の抵当権を設定することができない場合に限る。以下同じ。） 12 土地の地目が農地であるときは宅地に転用するための農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第4条に規定する都道府県知事の許可書（農地転用許可書）の写し（やむを得ない理由のときは、都道府県知事に対する許可申請書に市町村農業委員会が受理し経由したことを証明したものを添付することとし、許可が下り次第、都道府県知事の許可書の写しを提出することとする。）
住 宅 貸	・住宅の増築 ・住宅の改築	1 業者見積書または工事請負契約書の写し 2 建築確認済証の写しまたは建築工事届の写し 3 建物の平面図 4 土地の登記簿謄本または固定資産評価証明書 5 誓約書 6 借入状況等申告書 7 印鑑登録証明書 8 抵当権設定契約証書 9 委任状 10 既存建物に接続して建築する場合または既存建物の一部を改築する場合は、建物登記簿謄本または固定資産評価証明書 11 土地または既存建物の所有者が申込人でないときは、当該土地または既存建物の所有者の承諾書（抵当権を設定する貸付けの場合は、細様式第19号の1とし、抵当権の設定を行わない貸付けにあっては、細様式第19号の2を添付するものとする。）および土地または既存建物の所有者の印鑑登録証明書 ただし、土地または既存建物の所有者が死亡しているときは、当該土地または既存建物の固定資産税の納税者が承諾するものとし、当該土地または既存建物に係る固定資産評価証明書および当該納税者の印鑑登録証明書を添付するものとする。 12 抵当権設定順位特例申請書
貸 付	・住宅の修理	1 業者見積書または工事請負契約書の写し 2 建物の平面図（修理部分が明確に記されたもの） 3 土地登記簿謄本または固定資産評価証明書 4 建物登記簿謄本または固定資産評価証明書 5 誓約書 6 借入状況等申告書 7 印鑑登録証明書 8 抵当権設定契約証書 9 委任状 10 土地または建物の所有者が申込人でないときは、当該土地または建物の所有者の承諾書（抵当権を設定する貸付けの場合は、細様式第19号の1とし、抵当権の設定を行わない貸付けにあっては、細様式第19号の2を添付するものとする。）および土地または建物の所有者の印鑑登録証明書 ただし、土地または建物の所有者が死亡しているときは、当該土地または建物の固定資産税の納税者が承諾するものとし、当該土地または建物に係る固定資産評価証明書および当該納税者の印鑑登録証明書を添付するものとする。 11 抵当権設定順位特例申請書
	・住宅の購入	1 売買契約書の写し 2 建物の平面図 3 土地登記簿謄本 4 建物登記簿謄本または建築確認済証の写しもしくは固定資産評価証明書 5 誓約書 6 借入状況等申告書 7 印鑑登録証明書

貸付け種類	事由	貸付申込書に添付する書類
住宅貸付	・住宅の購入	8 抵当権設定契約証書 9 委任状 10 抵当権設定順位特例申請書 11 土地または建物の所有者が代理人を定め当該物件の売買を行う場合は、代理人への委任状
	・住宅の敷地の購入	1 売買契約書の写し 2 土地登記簿謄本 3 誓約書 4 借入状況等申告書 5 印鑑登録証明書 6 抵当権設定契約証書 7 委任状 8 抵当権設定誓約書 9 抵当権設定順位特例申請書 10 土地の地目が農地または採草放牧地であるときは、農地法第5条に規定する都道府県知事の許可書の写し（やむを得ない理由のときは、都道府県知事に対する許可申請書に市町村農業委員会が受理し経由したことを証明したものを添付することとし、許可が下り次第、都道府県知事の許可書の写しを提出することとする。） 11 土地の所有者が代理人を定め当該物件の売買を行う場合は、代理人への委任状
災害貸付	・住宅または住宅の敷地に係る	1 市町村長または消防署長のり災証明書 2 前記住宅貸付の事由に該当する当該添付書類 ただし、敷地の修復については次のとおりとする。 (1)業者見積書または工事請負契約書の写し (2)敷地の修復図面 (3)土地登記簿謄本 (4)誓約書 (5)借入状況等申告書 (6)印鑑登録証明書 (7)土地の所有者が申込人でないときは、当該土地の所有者の承諾書および土地所有者の印鑑登録証明書 ただし、土地の所有者が死亡しているときは、当該土地の固定資産税の納税者が承諾するものとし、当該土地に係る固定資産評価証明書および当該納税者の印鑑登録証明書を添付するものとする。
	家財に係わる災害	1 市町村長または消防所長のり災証明書 2 販売見積書または請求書等 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書
在宅介護対応住宅貸付		1 住宅貸付に加算する場合は、前記住宅貸付の事由に該当する当該添付書類、災害貸付に加算する場合は前記災害貸付の事由に該当する当該添付書類 ただし、住宅の新築、増築、改築、修理に添付する「業者見積書または工事請負契約書の写し」および「建物の平図」並びに購入に添付する「売買契約書の写し」および「建物の平面図」については、在宅介護対応住宅であることが確認でき、かつ、在宅介護対応部分の価額が確認できるものとする。 2 借入状況等申告書
特別貸付	・医療	1 医療機関等の通院または入院証明書もしくは主治医の診断書 2 費用の明細書（医療機関等の印が押印されたもの） 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書

貸付け種類	事 由	貸付申込書に添付する書類
特 別 貸 付	・入学	1 入学許可書の写しまたは合格通知書の写し（外国の教育機関の場合は、当該機関の修業年限および修業期間の証明書またはこれに代わる書類。以下同じ。） 2 入学するための費用の明細（学校が発行したものに限る。） 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書 5 住民票または戸籍抄本等（続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く。以下同じ。）
	・修学	1 在学証明書（外国の教育機関の場合は、当該機関の修業年限および修業期間の証明書またはこれに代わる書類。） ただし、入学年度の1年間分を借り受けようとする場合、入学許可書の写しまたは合格通知書の写し 2 修学するために必要な費用の明細（学校が発行したものに限る。） 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書 5 住民票または戸籍抄本等
	・結婚	1 費用の見積書または請求書等 2 案内状等婚姻の事実が確認できる書類 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書 5 住民票または戸籍抄本等
	・祭葬	1 費用の見積書または請求書等 2 埋火葬許可書の写し 3 借入状況等申告書 4 印鑑登録証明書 5 住民票または戸籍抄本等（故人との続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く。）
療 高 貸 額 付 医		保険医療機関等の発行する請求書または領収書
出 産 貸 付		1 母子健康手帳の写し 2 出産予定日まで2月以内（胎児の場合は4月）の場合 ・出産予定日まで2月以内（胎児の場合は4月）であることを証明する書類 3 妊娠4月以上で医療機関に一時的な支払が必要となった場合 ・妊娠4月以上であることを証明する書類（診断書等） ・費用の内訳のある請求書または領収書
退職派遣者の取り扱い		
借換貸付に係る事前承認 (派遣期間中)		・借換貸付に係る事前確認申出書兼通知書 ・貸付けの種類に応じた添付書類
所定の申込みは、職員として採用された日から3カ月以内に行うこととする。		・貸付けの種類に応じた貸付申込書 ・借換貸付に係る事前確認申出書兼通知書 ・金銭消費貸借契約書の写し ・残高証明書 ・繰上償還に係る手数料の請求書等の写し ・経過利息の内訳が分かる書類